

## 浜田市新型インフルエンザ等対策行動計画策定の概要

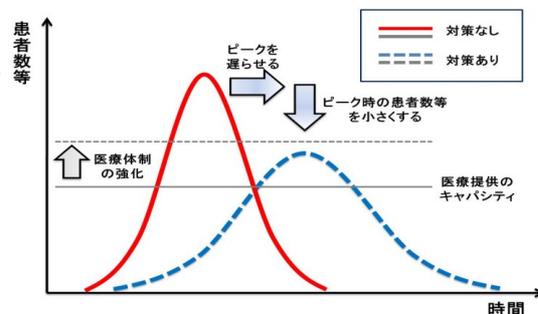
浜田市は、平成 24 年 5 月施行の新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）第 8 条により、平成 25 年 12 月に策定された『島根県新型インフルエンザ等対策行動計画』に基づき、『浜田市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「市行動計画」という。）』を作成しました。

### 1. 新型インフルエンザ等対策の目的

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制、市民の生命及び健康の保護する
- (2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限に抑える

### 2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

- (1) 発生段階に応じた柔軟な対応
- (2) まん延防止・予防対策



### 3. 市の取組経過

- (1) 平成 25 年 3 月：浜田市新型インフルエンザ等対策本部条例の施行
- (2) 平成 26 年 11 月：特措法第 6 条第 5 項を準用する法第 8 条第 7 項により、感染症に関する専門的な知識を有する方等への意見聴取  
⇒

浜田市保健医療福祉協議会委員（21 名）
浜田市医師会：会長、副会長、感染症危機管理担当理事
那賀郡医師会：会長、感染症危機管理担当理事
- (3) 平成 26 年 12 月：議会全員協議会等（概要説明）、策定、島根県へ報告

### 4. 市行動計画の主な内容

- (1) 新型インフルエンザ等対策の発生段階に応じた実施体制（役割分担）
- (2) 情報収集と適切な方法による情報提供及び相談受付
- (3) まん延防止のための個人や地域・職場における対策
- (4) 発症や重症化を防ぐための予防接種（特定接種や住民接種）
- (5) 島根県による医療体制の整備・確保等の措置及び医療機関への協力
- (6) 市民生活・地域経済の安定及び生活環境の保全措置

以上